

# 第92回 定時株主総会招集ご通知

**日時** 2017年6月28日(水曜日)  
午前10時(受付開始 午前9時)  
**場所** 鉄鋼会館 8階 801号室  
東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号

## 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件  
第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

<b>目次</b>	定時株主総会招集ご通知	1
	株主総会参考書類	3
	事業報告	9
	連結計算書類	29
	計算書類	39
	監査報告書	48



# Bull-Dog

ブルドッグソース株式会社

証券コード 2804

(証券コード2804)  
2017年6月7日

株 主 各 位

東京都中央区日本橋兜町11番5号  
**ブルドックソース株式会社**  
代表取締役社長 **石 垣 幸 俊**

## 第92回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第92回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

**なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、後記「株主総会参考書類」をご検討くださいますて、お手数ながら同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、来る6月27日（火曜日）午後5時10分までに到着するようご返送いただきますようお願い申し上げます。**

敬 具

### 記

1. 日 時 2017年6月28日（水曜日）午前10時
2. 場 所 東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
鉄鋼会館 8階 801号室  
(末尾のご案内図をご参照ください。)
3. 目 的 事 項  
報 告 事 項
  1. 第92期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第92期（2016年4月1日から2017年3月31日まで）計算書類報告の件

## 決 議 事 項

- 第 1 号議案 剰余金の処分の件  
第 2 号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件  
第 3 号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

以 上

- 
- ◆ 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- また、株主総会にご出席いただけない場合でも、定款の定めにより議決権を有する他の株主様1名を代理人として、その議決権を行使していただくことが可能です。ただし、代理権を証明する書面（委任状）のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- ◆ 株主総会参考書類、事業報告、連結計算書類及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.bulldog.co.jp>）に掲載させていただきます。

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績や財務状況に加えて、今後の事業環境及び事業の継続的成長のための内部留保に配慮しつつ、かつ、継続的、安定的な配当を維持するという基本方針から、株主の皆様に対する適切な利益還元に努めるべく総合的に判断した結果、下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

### 期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類  
金銭といたします。

(2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金20円00銭 総額136,687,340円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日  
2017年6月29日


(注) 当社は、2016年10月1日を効力発生日として、普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。当社は、当該株式併合前の2016年9月30日を基準日として1株につき1円50銭の中間配当金をお支払いしておりますので、これを株式併合後の金額に換算いたしますと、当期の年間配当金は、1株につき35円00銭に相当いたします。

## 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）6名全員が任期満了となります。つきましては、取締役6名の選任をお願いするものであります。


なお、本議案につきましては、監査等委員会において検討がなされましたが、各候補者に関して、当社における取締役の選任方針に従い、適正な手続を履践して選定されているため、特段の意見がない旨を確認しております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>1 再任</p>	 <p>いけ だ しょう こ 池田 章子 (1944年3月5日生) 所有する当社株式の数 23,423株</p>	<p>1964年4月 当社入社 1994年6月 当社取締役経営企画室長 1998年4月 当社常務取締役マーケティング室長兼研究所担当 2000年6月 当社代表取締役社長 2017年4月 当社取締役会長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) イカリソース株式会社 代表取締役会長</p>
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 池田章子氏は、2000年から2017年まで代表取締役社長を務めており、経営者としての豊富な経験と実績を有しています。グループ全体のコーポレート・ガバナンスの強化を推進するとともに、中長期的な企業価値向上を図る上で、引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
2 再任	 <p>いし がき ひさ とし 石 垣 幸 俊 (1954年7月4日生) 所有する当社株式の数 12,000株</p>	<p>1978年10月 当社入社 2000年4月 当社マーケティング室長 2000年6月 当社取締役マーケティング室長 2001年4月 当社取締役経営企画室長 2005年9月 当社取締役 2008年6月 当社常務取締役 2011年6月 当社専務取締役 2017年4月 当社代表取締役社長 現在に至る</p> <p>(重要な兼職の状況) イカリソース株式会社 代表取締役社長</p> <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 石垣幸俊氏は、2005年から当社の中核子会社となった関西の老舗ソースメーカーであるイカリソース株式会社の代表取締役社長を務めており、また、2017年4月からは当社代表取締役社長としてグループ全体を統括し、グループ経営者としての豊富な経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>
3 再任	 <p>み くに けい ぞう 三 國 恵 藏 (1950年5月4日生) 所有する当社株式の数 12,800株</p>	<p>1974年4月 当社入社 1998年4月 当社研究所長 2000年6月 当社取締役研究所長 2007年6月 当社常務取締役商品開発センター長兼商品開発部長兼研究所長 2011年6月 当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼研究開発部担当兼鳩ヶ谷工場長兼原料調達部長 2016年4月 当社専務取締役生産担当兼物流管理部担当兼経営企画室長兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長 2017年4月 当社代表取締役副社長生産担当兼物流管理部担当兼原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長 現在に至る</p> <p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 三國恵藏氏は、研究開発部門や生産部門、そして原料調達部門の要職を歴任し、卓越した専門知識、豊富な業務経験と実績を有しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
<p>4 再任</p>	 <p>さ とう こう いち 佐藤 貢一 (1955年11月27日生) 所有する当社株式の数 8,900株</p>	<p>1979年 4月 当社入社 2000年 4月 当社マーケティング室経営企画部長 2001年 4月 当社商品開発部長 2003年 4月 当社総務部長 2006年 7月 当社執行役員総務部長 2007年 6月 当社取締役経営企画室長 2011年 6月 当社常務取締役経理財務部担当兼経営企画室長 2016年 4月 当社常務取締役経理財務部担当兼総務人事部長 2017年 4月 当社常務取締役経理財務部担当兼経営企画室長 現在に至る</p>
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 佐藤貢一氏は、商品開発部門や総務人事部門、そして経営企画部門の要職を歴任し、経営方針や事業計画及び経営戦略の策定等にリーダーシップを発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		
<p>5 再任</p>	 <p>やま もと せいいちろう 山本 精一郎 (1958年2月5日生) 所有する当社株式の数 10,328株</p>	<p>1980年 4月 当社入社 2001年 4月 当社広域量販支店長 2004年 4月 当社営業部長 2007年 7月 当社執行役員営業部長 2008年 6月 当社取締役営業部長 2010年 4月 当社取締役マーケティング部長兼特販プロジェクト委員長 2013年 4月 当社取締役マーケティング部長兼特販部長 2014年 6月 当社常務取締役マーケティング部長兼特販部長 2016年 4月 当社常務取締役研究開発部担当兼マーケティング部長兼業務用販売部長 現在に至る</p>
<p>&lt;取締役候補者とした理由&gt; 山本精一郎氏は、営業統括部門やマーケティング部門、そして当社の戦略部門である業務用販売部門の要職を歴任し、その卓越したリーダーシップを発揮しております。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。</p>		

候補者 番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
6 再任	 さか もと よし お 坂 本 良 雄 (1962年11月19日生) 所有する当社株式の数 4,800株	1985年 4 月 当社入社 2004年 4 月 当社札幌支店長 2008年 4 月 当社仙台支店長 2013年 4 月 当社営業担当 2013年 6 月 当社取締役営業担当 現在に至る  <取締役候補者とした理由> 坂本良雄氏は、札幌支店長、仙台支店長等の要職を歴任し、営業スタッフの育成等にリーダーシップを発揮すると共に、営業担当として営業全般を束ね、業績に貢献しています。引き続き、同氏が取締役として適任であると判断し、取締役候補者としたものであります。

(注) 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。



### 第3号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

本総会開始の時をもって、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において選任いただいた補欠の監査等委員である取締役大野新二氏の選任の効力が失効しますので、改めて、監査等委員である取締役が法令に定めた員数を欠くこととなる場合に備え、全ての監査等委員である取締役の補欠として、予め補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

補欠の監査等委員である取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位及び重要な兼職の状況	所有する当社株式の数
おおのしんじ 大野新二 (1949年3月4日生)	1967年4月 国税庁入庁 2000年3月 税理士資格取得 2008年7月 国税庁退官 2008年8月 税理士事務所開設 現在に至る	一株

- (注) 1. 大野新二氏と当社との間に特別の利害関係はありません。  
 2. 大野新二氏は、補欠の社外取締役候補者であります。  
 3. 大野新二氏は、長年にわたり、税務及び経理業務の経験と税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。なお、同氏は、会社の経営に参与したことはありませんが、これらの専門的知見及び経験に基づき、当社の経営の監督等に十分な役割を果たしていただけるものと判断し、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 大野新二氏が監査等委員である社外取締役に就任された場合、当社は同氏との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を法令で規定する額を限度とする契約を締結する予定であります。

以上

# 事業報告

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況に関する事項

### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、政府と日銀の継続的な経済金融政策により、企業収益や雇用環境の改善傾向が続き、全体としては緩やかな景気回復基調が続きました。

しかしながら、新興国の成長鈍化や英国のEU離脱問題、米国大統領選挙後の政策動向などに対する懸念は払拭されておらず、経済環境は依然として不透明な状況となっております。また、個人消費は雇用環境の改善を背景に緩やかに持ち直しているものの、根強い節約志向により弱含みに推移しています。

このような環境下、当社グループは安全・安心・信頼できる企業として「幸福感を味わえる商品の提供」を経営理念に掲げ、主力商品であるソース類の価値向上と業務用市場における新規開拓を進めてまいりました。

ソース類事業の家庭用商品につきまして、ブルドックソースではサラダでも漬物でもない、新しい野菜の食べ方を提案する商品として「野菜が恋する漬けサラダ用 スイートビネガー300ml」「野菜が恋する漬けサラダ用 赤しそ300ml」を2016年6月より発売しました。また、2016年8月には「糖質・塩分25%カットお好み焼材料セット」と発売から30年となる「まぜりゃんせ」のリニューアル商品として「ペペロンチーノ」「たらこ」「明太子」「梅しそ」の4商品、新商品として「ベーコンフレーバービッツ入りナポリタン」「香ばし小エビのエビトマト」「ガーリック香るアンチョビ」「ほんのりクリーミーレモン」「香ばしごま入りわさび」の5商品を発売しました。

さらに2017年2月にはチューブ入りソースの「本醸造醤油とオイスターの上海焼そばソース 290g」「タイ風甘辛スイートチリソース 300g」と新感覚で食べられるもんじゃ焼新シリーズ「月島フルーツもんじゃ焼トマト味」を発売し、リニューアル商品として「ブルドック本格お好みソース 300g」等を、また、お土産品の強化として「東京月島もんじゃ焼ソース味2回分」「東京月島もち明太子もんじゃ焼ソース味2回分」の2商品を発売しました。

イカリソースにおいては、2017年2月にご家庭で本格的なタイ料理を楽しめる「タイ風焼そばソース290」を発売しました。さらに、キレイと元気を応援するスーパーフ

ードドレッシングシリーズとして「チアシードと淡路たまねぎの和風ドレッシング」「バジルシードとトマトのフレンチドレッシング」「アサイーとブルーベリーのスイートドレッシング」の3商品を発売しました。

また、野菜のドレスシリーズに新しく「エスニック200」「キャロット200」「ハニーレモン200」が加わり、合わせて11種類の豊富な品揃えとなりました。

業務用商品につきまして、ブルドックソースでは、「ブルドック 万能イカの肝海鮮塩だれ 1,050g」と「野菜とフルーツなんでも漬かりま酢アップル風味 1,200g」を発売し、業務用ソース1Lシリーズのラインナップを拡充するとともに、ハイブレンドソース ハンディパック1.8Lシリーズ「ウスター」「中濃」「とんかつ」の3商品を発売し、様々なユーザーのご要望に添うよう品揃えを強化しました。さらに、業務用プライベートブランド商品を中心に外食産業のユーザーや中食・惣菜・加工用ユーザー等に対する新規メニュー提案や新規顧客開拓を積極的に行った結果、売上は順調に推移しました。

イカリソースにおいても、引き続き「地元関西の味」をベースにしたメニュー提案を行い、新規の顧客開拓に努めるとともに認知度の拡大をいたしました。

以上の結果、当連結会計年度における売上高は167億6千万円（前連結会計年度比0.6%増）となりました。

利益面につきましては、売上が順調に推移するとともに業務の効率化等に努めたことにより、営業利益は9億5千8百万円（前連結会計年度比22.8%増）、経常利益は11億9千9百万円（前連結会計年度比8.9%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は8億8百万円（前連結会計年度比11.0%増）となりました。

## (2) 重要な設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額は6億6千9百万円であります。

主なものとしては、当社鳩ヶ谷工場及び館林工場におけるソース製造設備、並びにイカリソース西宮工場のソース製造設備に係わるものです。

## (3) 重要な資金調達の状況

当連結会計年度において、当社グループは、資金調達を行っておりません。

#### (4) 対処すべき課題

当社グループをとりまく経営環境やお客様のライフスタイルは、以前にも増して早いスピードで変化しています。そのような中、ブルドックソースは、今年創業115周年を迎え、イカリソースは昨年創業120周年を迎えることができました。これからもお客様の長年のご愛顧にお応えできるよう、いつの時代にも変化に対応した新しい価値を提供できる体制を整えてまいります。

そのために2017年度から始まる中期（3カ年）経営計画を策定し、この中で当社グループは、「自然の力とおいしさで、食の幸せと健康をサポートする企業」を目標とし、以下の課題を掲げました。

##### ① 主力事業であるソース事業の拡充

家庭用ソース事業においては、より健康に配慮した付加価値商品の開発を行い、業務用ソース事業においては、外食・中食・惣菜ユーザーへの提案力を強化し新規開拓を行ってまいります。

##### ② 事業領域の拡大

主力のソース事業にとどまらず、さまざまな食のトレンドやライフスタイルの変化に対応し、新たな価値を提供できる商品や食シーンを提案することにより、現在の事業領域を拡大してまいります。

そして、これらの課題に取り組むため、商品開発力、研究開発力を強化するとともに、館林工場における生産設備の増強を行ってまいります。

一方で、女性社員の積極登用やワークライフ・バランスの推進、時間当たりの生産性の向上など、働き方改革も進めてまいります。

株主の皆様におかれましては、より一層のご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

## (5) 財産及び損益の状況

区 分	第89期	第90期	第91期	第92期
	(2013年4月から 2014年3月まで)	(2014年4月から 2015年3月まで)	(2015年4月から 2016年3月まで)	(当連結会計年度) (2016年4月から 2017年3月まで)
売 上 高	16,586 百万円	16,455 百万円	16,666 百万円	16,760 百万円
経 常 利 益	1,054 百万円	1,089 百万円	1,101 百万円	1,199 百万円
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	599 百万円	662 百万円	728 百万円	808 百万円
1株当たり当期純利益	87.78 円	96.93 円	106.59 円	118.71 円
総 資 産	21,738 百万円	23,703 百万円	23,671 百万円	25,723 百万円
純 資 産	16,158 百万円	17,585 百万円	17,886 百万円	19,332 百万円
1株当たり純資産額	2,364.56 円	2,573.47 円	2,617.60 円	2,868.19 円

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しており、第89期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 当社は、第92期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っております。このため、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額の算定上、その計算において控除する自己株式に「役員BIP信託」が保有する当社株式を含めております。
3. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数により、1株当たり純資産額は、自己株式控除後の期末発行済株式総数により算出しております。

## (6) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
イカリソース株式会社	350,000千円	100.0%	ソース類の製造販売
株式会社Bullフーズ	30,000千円	100.0%	ソース類の製造販売

## (7) 主要な事業内容

ソース類の製造及び販売

## (8) 主要な事業所及び工場 (2017年3月31日現在)

- ① 当社の事業所及び工場
  - 本店 東京都中央区
  - 支店 業務用販売部 (東京都中央区)      首都圏販売部 (東京都中央区)
  - 関東 (栃木県宇都宮市)              札幌 (北海道札幌市)
  - 仙台 (宮城県仙台市)              名古屋 (愛知県名古屋市)
  - 大阪 (大阪府大阪市)              福岡 (福岡県福岡市)
  - 工場 鳩ヶ谷 (埼玉県川口市)              館林 (群馬県館林市)
- ② 主要な子会社の事業所及び工場
  - イカリソース株式会社
    - 本店 兵庫県西宮市
    - 工場 西宮 (兵庫県西宮市)
  - 株式会社Bullフーズ
    - 本店 東京都中央区

**(9) 従業員の状況 (2017年3月31日現在)**

## ① 企業集団の従業員の状況

事業の種類別セグメントの名称	従業員数	前連結会計年度末比増減
ソース類製造販売事業	207人	2人減
全社（共通）	59人	1人増
合計	266人	1人減

- (注) 1. 従業員数は、就業人員であります。  
2. 全社（共通）は、総務及び経理等の管理部門の従業員であります。

## ② 当社の従業員の状況

従業員数	前事業年度末比増減	平均年令	平均勤続年数
187人	4人増	42.9才	18.3年

- (注) 従業員数は、当社から他社への出向者を除いた就業人員であります。

**(10) 主要な借入先及び借入額 (2017年3月31日現在)**

借入先	借入金残高
株式会社みずほ銀行	240,016千円
日本生命保険相互会社	100,000千円
第一生命保険株式会社	100,000千円

**(11) その他企業集団の現況に関する重要な事項**

該当事項はありません。

## 2. 会社の株式に関する事項 (2017年3月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 20,000,000株
- (2) 発行済株式総数 6,977,440株 (自己株式143,073株を含む。)
- (3) 株 主 数 6,123名
- (4) 大株主 (上位10名) の状況

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
ブルドック持株会	342千株	5.00%
興和株式会社	240千株	3.51%
日本生命保険相互会社	220千株	3.23%
凸版印刷株式会社	213千株	3.12%
株式会社みずほ銀行	188千株	2.75%
養命酒製造株式会社	186千株	2.72%
株式会社福岡銀行	186千株	2.72%
第一生命保険株式会社	173千株	2.54%
日新製糖株式会社	146千株	2.14%
佐藤食品工業株式会社	143千株	2.09%

- (注) 1. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会決議により、2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施するとともに、単元株式数を1,000株から100株とする変更を行っております。これにより、発行可能株式総数は、200,000,000株から20,000,000株、発行済株式総数は、69,774,401株から6,977,440株となっております。
2. 持株数は、千株未満を切り捨てて表示しております。
3. 持株比率は、自己株式 (143,073株) を控除して計算しており、小数点第3位以下を切り捨てて表示しております。
4. 当社は、第92期より「役員報酬BIP信託」を導入しております。当該信託が保有する当社株式については、自己株式として取り扱っておりますが、上記持株比率の算定においては、当該株式を控除しておりません。

### (5) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 3. 会社の新株予約権等に関する事項 (2017年3月31日現在)

該当事項はありません。



## 4. 会社役員に関する事項

### (1) 取締役の氏名等（2017年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	池 田 章 子	イカリソース(株)代表取締役会長 (株)安藤・間社外取締役
専務取締役	三 國 恵 藏	生産担当兼物流管理部担当兼経営企画室長兼 原料調達部長兼鳩ヶ谷工場長
専務取締役	石 垣 幸 俊	イカリソース(株)代表取締役社長
常務取締役	佐 藤 貢 一	経理財務部担当兼総務人事部長
常務取締役	山 本 精 一 郎	研究開発部担当マーケティング部長兼業務用 販売部長
取 締 役	坂 本 良 雄	営業担当
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	小 島 一 夫	(株)東横イン顧問
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	石 川 博 康	アーク法律事務所代表弁護士 (株)トレジャー・ファクトリー社外監査役
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 )	永 島 恵 津 子	監査法人ベリタス代表社員公認会計士

- (注) 1. 取締役（監査等委員）小島一夫氏、石川博康氏及び永島恵津子氏は、社外取締役であります。
2. 取締役（監査等委員）小島一夫氏は、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO（最高財務責任者）として培ってきた経験を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
3. 取締役（監査等委員）永島恵津子氏は、公認会計士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
4. 当社は、監査等委員会の職務を補助するものとして監査等委員会室を設置し、重要会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部統制システムを通じた組織的監査を実施することにより監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
5. 取締役（監査等委員）小島一夫氏、石川博康氏及び永島恵津子氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指名し、同取引所に届け出ております。

なお、当社では、2017年4月1日をもって、次のとおり、代表取締役の地位の異動及び取締役の担当の変更がありました。

地 位 (異動後)	氏 名	担当及び重要な兼職の状況 (変更後)
取 締 役 会 長	池 田 章 子	イカリソース(株)代表取締役会長 (株)安藤・間社外取締役
代 表 取 締 役 社 長	石 垣 幸 俊	イカリソース(株)代表取締役社長
代 表 取 締 役 副 社 長	三 國 恵 藏	生産担当兼物流管理部担当兼原料調達部長兼 鳩ヶ谷工場長
常 務 取 締 役	佐 藤 貢 一	経理財務部担当兼経営企画室長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、監査等委員である社外取締役全員との間で、会社法第427条第1項の規定により、同法第423条第1項に関する損害賠償責任を限定する契約を締結しております。なお、当該契約に基づく賠償責任限度額は、法令が規定する額としております。

## (3) 取締役及び監査役の報酬等の額

区 分	支給人員	報酬等の額
取締役 (監査等委員を除く) (うち社外取締役)	7名 (1名)	161,560千円 (1,110千円)
取 締 役 ( 監 査 等 委 員 ) (うち社外取締役)	3名 (3名)	8,580千円 (8,580千円)
監 査 役 (うち社外監査役)	3名 (2名)	4,230千円 (1,260千円)
計 (うち社外役員)	13名 (6名)	174,370千円 (10,950千円)

- (注) 1. 当社は、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会決議に基づき、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行いたしました。
2. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会決議において決定された取締役 (監査等委員である取締役を除く。[以下、本注記において同様とします。]) の報酬限度額 (年額) は、3億円以内であります。ただし、使用人兼務取締役の使用人給与相当額を含んでおりません。なお、社外取締役3名で構成される監査等委員会は、取締役会において決定された各取締役の報酬が、取締役の報酬の決定方針に基づいているか等の観点から検討を行い、報酬決定に係る手続は適正であり、決定された報酬額も妥当であると判断しております。

3. 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会決議において決定された監査等委員である取締役の報酬限度額（年額）は、5千万円以内であります。
4. 上記の他、使用人兼務取締役の使用人給与相当額（賞与を含む。）8,844千円を支給しており、また、2008年6月25日開催の第83回定時株主総会決議に基づき、退職慰労金制度廃止に伴う打ち切り支給として、当事業年度中に退任した監査役（常勤監査役）1名に対して1,300千円を支給しております。
5. 上記の他、取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く。）6名に対して、業績連動型報酬として、株式交付規程に基づき役員株式給付引当金繰入額20,402千円を計上しております。この業績連動型報酬制度については、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において、上記（注）2.に記載の報酬とは別枠で決議をいただいております。
6. 小島一夫氏、永島恵津子氏は、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において監査役を退任した後、取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び報酬等の額について、監査役退任前の期間に係るものは監査役（社外監査役）に、取締役（監査等委員）就任後の期間に係るものは取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
7. 石川博康氏は、監査等委員会設置会社移行前は取締役でありましたが、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会において取締役（監査等委員）に就任したため、人数及び報酬等の額について、監査等委員会設置会社移行前の期間に係るものは取締役（監査等委員を除く。）に、取締役（監査等委員）就任後の期間に係るものは取締役（監査等委員）に含めて記載しております。
8. 当事業年度末現在の人員は、取締役9名（うち社外取締役3名）であります。上記の支給人員と相違しているのは、2016年6月28日開催の第91回定時株主総会終結の時をもって退任した監査役3名及び取締役（監査等委員）に就任した監査等委員会設置会社移行前の取締役1名を含んだ延べ人員を記載していることによるものであります。

#### (4) 社外役員等に関する事項 (2017年3月31日現在)

##### ① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員各氏の以下の兼職先と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

区分	氏名	重要な兼職先
社外取締役	小島 一夫	(株)東横イン顧問
社外取締役	石川 博康	アーク法律事務所代表弁護士 (株)トレジャー・ファクトリー社外監査役
社外取締役	永島 恵津子	監査法人ベリタス代表社員公認会計士

##### ② 当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	主な活動状況
社外取締役	小島 一夫	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回中4回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回中10回出席し、金融機関での長年の勤務実績と他社のCFO(最高財務責任者)として培ってきた豊富な経験・見地から、必要に応じ経営上有用な指摘・提言を行っております。
社外取締役	石川 博康	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回中10回出席し、弁護士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
社外取締役	永島 恵津子	当事業年度開催の取締役会13回中13回、また、監査等委員会設置会社移行前に開催された監査役会4回中4回、監査等委員会設置会社移行後に開催された監査等委員会10回中10回出席し、公認会計士としての専門的見地から意見を述べるとともに、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

三優監査法人

### (2) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

### (3) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

内 容	支 払 額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,800千円
当社及び当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	26,800千円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額を明確に区別しておらず、かつ実質的にも区分不能であるため、上記の金額については、これらの合計額をそのまま記載しております。なお、金額には消費税等を含めておりません。
2. 監査等委員会は、会計監査人から提出された当事業年度の会計監査計画における監査予定時間、監査体制、業務内容等について、過年度の監査計画との比較及び活動実績結果の評価、会計監査人の職務の遂行状況の相当性等を検証し、報酬等の額の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等の額について相当であると判断したため、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項及び第3項の同意をいたしました。

### (4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、当該会計監査人が、会社法・公認会計士法等の法令に違反し、若しくは抵触した場合、当該会計監査人に公序良俗に反する行為があったと認められる場合、その他その職務を継続することが相当でないと認められる場合には会計監査人を解任し、又は再任しない方針です。

## 6. 業務の適正を確保するための体制及びその運用状況

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針を、以下のとおり制定しております。

#### ① 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役会が定めた取締役会規則をはじめとする取締役又は取締役会に係る諸規程、業務運営ルール及び関係会社管理規程に従い、取締役の職務を執行し、以て当社及び当社グループのコンプライアンス体制の確立を図る。

取締役は、業務執行上、法令定款に違反するような事実を発見した場合には、遅滞なく代表取締役社長に対して報告するとともに、直近に開催される取締役会又は経営会議においてこれを報告する。またこの場合には、当該取締役は、速やかにこれを監査等委員会に対して報告する。

当社及び当社グループは、社会の一員として市民社会や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは取引等一切の関係を遮断するとともに、外部の専門家と緊密な連携をとりながら組織全体として毅然とした態度で対応する。

#### ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役及びその指揮・監督の下で当社の業務執行を行う使用人による職務執行に関する情報について、文書管理規程及び情報管理規程に従い、文書又は電磁的媒体に記載又は記録して作成し、これらの記録を取締役会及び監査等委員会が定めた役員に関する諸規程に従い、保存及び管理する。

#### ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社グループの危機管理のための総合的な施策及び体制の維持及び改善を目的とした危機管理規程に従いリスク管理を統括する責任者を任命し、危機管理委員会を設置すること等により、リスクの現実化を未然に防止すべく、全社的な体制で対応する。

リスク管理を統括する責任者及び危機管理委員会は、危機管理のための総合的な施策並びに体制の維持、及び改善の検討を行って、想定されるリスクの現実化を防止する。

上記防止措置にもかかわらず、想定されていたリスク又は想定されていなかったリスクが現実化した場合には、危機管理規程に基づき臨時に設置される代表取締役社長を本部長とする緊急対策本部が危機管理体制を統括し、緊急対策本部員を指揮・監督して現実化したリスクの危機管理を迅速且つ適切に行う。

#### ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役は、取締役会を原則として月1回開催し、意思決定のスピード化に対応するため、業務執行に関する基本事項を審議するほか、業務執行機能をより充実させ、環

境変化に即応した経営体制を強化するため、執行役員制度を導入している。また業務執行上の重要事項の報告、及び経営に関する事項を協議する経営会議を原則として毎月1回以上開催して業務執行に関する基本的事項の意思決定を機動的に行う。

また、取締役会において中期経営計画及び単年度の経営計画を立案及び策定することにより、全社的に共有化される目標を設定し、それらの進捗状況について、取締役会で定期的にレビューを行うとともに、スケジュールに則り、定期的に経営計画進捗会議を開催して効率的な業務運営を推進する。

- ⑤ 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制  
当社は、組織規程により業務分掌、職務権限等を明確に区分して規定するとともに、行動規範及び業務運営ルールの制定並びにコンプライアンスに関する研修等によって、使用人に対して当社のコンプライアンスに関する周知徹底を行い、使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを推進する。  
また、内部監査規程に基づき、代表取締役社長直轄の監査室が、期初に策定した内部監査計画に基づき、業務全般にわたる内部監査を実施し、監査結果を代表取締役社長及び取締役会並びに監査等委員会に報告する。
- ⑥ 当社グループにおける業務の適正を確保するための体制  
当社の取締役は、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人等との情報交換その他の連携体制を強化するとともに、子会社における業務の適正を確保する関係会社管理規程に従い、子会社の重要事項の執行について報告させる。また、同規程に基づき当社経営企画室が当社グループを統括し、当社監査等委員会及び監査室による内部監査を通じたモニタリングを行うことによって、子会社の取締役及び使用人の職務の執行についてコンプライアンスの確立及びリスクの適切な管理、対応等を推進する。  
当社グループは、業務に係るリスクを洗い出し、グループ全体で危機発生時の対応に関する規程その他を整備する。  
また、当社グループは、経営環境の変化に機動的に対応するための重要課題を抽出し、グループ各社の効率的な業務の執行に務める。
- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合の当該使用人に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人は、監査等委員会の求めに応じて配置する。
- ⑧ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性及び監査等委員会の指示の実効性の確保に関する事項  
監査等委員会の職務を補助すべき使用人を配置する場合には、当該使用人の取締役（監査等委員である取締役を除く。）からの独立性を確保するために、その報酬、人事

異動、並びに職務権限等についての決定は、取締役（監査等委員である取締役を除く。）と監査等委員会との間で協議する。

また、当該使用人は取締役（監査等委員である取締役を除く。）の指揮命令は受けず、監査等委員会の指示に従い職務に当たる。

- ⑨ 取締役（監査等委員である取締役を除く。）、監査役及び使用人が監査等委員会に報告するための体制並びに監査等委員会に報告をした者が不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

監査等委員会は、取締役会のほか経営会議その他の重要な会議に出席し、取締役から会社の業務執行に関する重要事項（内部監査の実施状況を含む。）について、適時に報告を受けられる体制をとり、稟議書その他の重要な資料を閲覧する。また、当社及び当社グループの取締役、監査役及び使用人は、取締役又は使用人の不正行為又は法令・定款違反行為、会社に損害を及ぼすおそれのある事項その他当社グループ各社に重大な影響を及ぼす事項を発見したときは、遅滞なく監査等委員会に対して報告する。監査等委員会が必要と判断したときは、当社及び当社グループの取締役、監査役及び使用人に対して報告を求めることができる。

また、監査等委員会に報告を行った者が、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保し、その旨を当社及び当社グループの取締役、監査役及び使用人に周知徹底する。

- ⑩ 監査等委員の職務の執行（監査等委員会の職務の執行に関するものに限る。）について生ずる費用の前払又は償還の手續その他の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用を請求した場合、また、弁護士、公認会計士及び税理士等の外部の専門家を利用するための費用の支出を求める場合は、職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当該費用を速やかに支給する。

- ⑪ その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、代表取締役との間で定期的な意見交換のための会合を行うとともに、会計監査人とも定期的に会合を行い、会社が対処すべき課題、監査等委員会監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見を交換する。

さらに、監査等委員会は、必要に応じ、内部監査を担当する監査室並びに弁護士、公認会計士、及び税理士等の外部の専門家との間で連携を図り、より効率的且つ効果的な監査を行う体制を構築する。



## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社及び当社グループの業務の適正を確保するための内部統制システムの基本方針に係る運用状況の概要については、以下のとおりであります。

- ① 取締役会を13回開催し、法令等に定められた事項や経営計画や予算の策定等経営に関する重要事項を決定し、月次の経営業績の分析・対策・評価を検討するとともに法令・定款等への適合性及び業務適正性の観点から審議いたしました。
- ② 監査等委員会を10回（監査等委員会設置会社移行前の監査役会は4回）開催し、監査方針、監査計画を協議決定し、経営会議等重要な社内会議への出席や稟議書の閲覧、業務及び財産の状況の監査、取締役の職務執行の監査、法令・定款等への遵守について監査いたしました。また、監査等委員（監査役であったときを含む。）は、代表取締役社長及び会計監査人と定期的に会合し、内部統制の整備状況などについて意見交換を行っております。
- ③ 監査等委員（監査役であったときを含む。）は、内部監査部門の監査結果を閲覧するほか、内部監査部門と面談し、情報交換を実施いたしました。
- ④ 財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に鑑み、策定した実施計画に基づき内部統制評価を実施いたしました。また、決算開示資料については、取締役会に付議したのち開示を行うことにより適正性を確保いたしました。
- ⑤ 危機管理規程等に基づき、大規模自然災害発生時における初動体制や連絡体制を整備し、模擬訓練を実施いたしました。
- ⑥ 当社グループにおきましては、関係会社管理規程に基づき子会社の業務執行の状況および経営計画の進捗状況等を確認・協議しております。また、労務管理や生産体制に関する実地監査を実施し、当社グループの質的向上を図っております。
- ⑦ 取締役及び監査等委員を対象に危機管理や人事労務管理、そしてコーポレートガバナンス・コードについての研修を実施いたしました。

## (3) 株式会社の支配に関する基本方針

### ① 基本方針の内容の概要

当社は上場会社であるため、当社の株券等は、株主・投資家の皆様によって自由に取引できるものです。したがって、当社は、当社の株券等に対する大規模な買付行為につきましても、これを一概に否定するものではありません。大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの判断は、当社の経営を誰に委ねるべきかという問題に関連しますので、最終的には、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、一方的な株券等の大規模な買付行為の中には、株主の皆様に対して当該大規模な買付行為に関する十分な情報が提供されず、株主の皆様が当該大規模な買付行為の条件・方法等の評価・検討等を行ったり、当社取締役会が代替案の提案等を行うための十分な時間が確保されないものや、株主の皆様が株式の売却を事実上強

要するおそれがあるもの、その他真摯に合理的な経営を行う意思が認められないもの等、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう株券等の大規模な買付行為が存在することも否定し得ません。

当社といたしましては、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉及び当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保又は向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある株券等の大規模な買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

## ② 基本方針の実現に資する特別な取組み

当社は、多数の投資家の皆様の中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、下記 i .の企業価値向上への取組み、及び、下記 ii .のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方に基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組みを実施しております。これらの取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記①のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、これらの取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に資するものであると考えております。

### i . 企業価値向上への取組み

当社は、明治35年（1902年）の創業から培ってきた信頼とブランド力を基盤として、家庭用ソースの需要拡大と市場の活性化に努めるとともに、ソースメーカー No.1 のプレゼンスを確立することを目指し、経済的価値の伴うブランド力のより一層の向上に努めてまいりました。また、昨今のデフレ経済下においても、生産工程の見直し等により生産効率を向上させるとともに、事業構造の改革をさらに進め、経営体質の強化及び基盤事業の収益力の向上を図っております。当社では、素材の良さを引き出す汎用性の高い万能調味料として2012年に発売した「うまソース」をはじめ、固定概念に捉われない新しい「Sauce」の開発を通じて、お客様の食の世界を広げ、ソースの新たな価値を創造していくことを目指しております。さらに、当社にとって拡大の余地が大きい業務用市場においては、家庭用市場で長年にわたり築いてきた豊富な経験とノウハウを結集し、業務用市場における多種多様なニーズにお応えできるよう、販売体制や生産体制の強化に努めております。

当社は、今後も引き続き、これらの取組みを通じて、ソース類の製造販売事業の

プロフェッショナルとして、お客様にとって「安全・安心・信頼」の商品づくりに取り組み、企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の向上に最善の努力を尽くしてまいります。

ii. コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方とそれに基づくコーポレート・ガバナンスの充実のための取組み

当社は、経営の透明性の向上と法令遵守を徹底し企業価値を向上させることがコーポレート・ガバナンスの基本であると認識し、そのため経営環境の変化に迅速に対応できる内部統制システムの構築をしております。さらに企業倫理の徹底を行動規範として掲げ、企業倫理を社内に普及・浸透させるために様々な施策を講じて全社的な活動を展開するとともに、リスク発生を想定した緊急対応システムやリコールプランを制定するなど、安全で安心な商品を提供するためのリスク管理体制の整備も行っております。

コーポレート・ガバナンスの充実のための具体的な取組みとして、当社は、執行役員制度を導入し、業務執行機能をより充実させ、環境変化に即応した経営体制を強化してまいりました。また、2015年11月20日には、東京証券取引所のコーポレートガバナンス・コードに対応した「コーポレート・ガバナンス方針」を策定・開示し、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図っております。さらに、当社は、2016年6月28日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行しました。監査等委員会は3名の独立社外取締役で構成され、取締役の業務執行の適法性、妥当性の監査・監督機能の強化によりコーポレート・ガバナンス体制の一層の充実とより透明性の高い経営の確保に努めております。

③ 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み

当社は、2016年5月13日開催の当社取締役会において、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保し又は向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、及びその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、当社の株券等の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。また、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会において、本対応方針の導入に関する議案については、株主の皆様のご承認を得ております。

本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な評価・検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、又は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対

抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記①に記載の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、本対応方針の有効期間は、2019年6月に開催予定の当社第94回定時株主総会の終結時までとしております。

本対応方針の詳細につきましては、当社ホームページ掲載の2016年5月13日付プレスリリース「当社の株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）の継続について」（URL:[https://www.bulldog.co.jp/company/pdf/160513\\_05.pdf](https://www.bulldog.co.jp/company/pdf/160513_05.pdf)）をご参照ください。

④ 上記②及び③の取組みに対する当社取締役会の判断及びその判断に係る理由

当社は、上記②の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を向上させ、それを当社の株式の価値に適正に反映させていくことにより、当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうおそれのある大規模な買付行為は困難になるものと考えられることから、これは上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様との共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員との地位の維持を目的とするものではないと考えております。

次に、上記③の取組みとして導入を決定した本対応方針は、必要な情報の事前の提供と大規模買付行為の内容の評価・検討等に必要な期間の確保の要請に応じない大規模買付者、及び当社の企業価値ひいては株主の皆様との共同の利益を著しく損なうものであると認められる大規模買付行為を行い又は行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、上記③の取組みは、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

また、本対応方針に基づく対抗措置の発動等についての当社取締役会の判断の合理性及び公正性を担保するために、当社取締役会から独立した組織として独立委員会を設置し、対抗措置を発動するか否か等の判断に際して、独立委員会による勧告を最大限尊重することとしており、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。さらに、本対応方針は、経済産業省及び法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（(1)企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、(2)事前開示・株主意思の原則、(3)必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、本対応方針は、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」

その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。以上のとおり、本対応方針については、その公正性・合理性を確保するための制度及び手続が定められております。

このように、上記③の各取組みも、上記①の当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に沿うものであり、株主の皆様のご利益を損なうものではなく、また、当社の役員のご地位の維持を目的とするものではないと考えております。

#### (4) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社グループは、企業価値の増大化と株主の皆様への適切な利益還元を図ることによって、会社及び株主の皆様のご利益の最大化を達成することを基本としております。この基本方針に基づき、利益配分につきましては、短期的な観点のみならず中長期的な観点からも、事業戦略実行のための適切な内部留保と株主の皆様への安定的な配当の維持を両立させることを前提に、収益に応じた適切な配当を行ってまいります。

---

(注) 本事業報告の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり当期純利益(円単位)及び1株当たり純資産額(円単位)につきましては、小数点以下第3位を四捨五入して表示しております。

# 連結貸借対照表

(2017年3月31日現在)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
	千円		千円
<b>流 動 資 産</b>	<b>9,430,997</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,577,452</b>
現金及び預金	4,248,160	支払手形及び買掛金	1,656,129
受取手形及び売掛金	4,331,994	1年内返済予定の長期借入金	79,992
商品及び製品	498,144	未払法人税等	258,206
原材料及び貯蔵品	90,458	未払費用	1,155,776
仕掛品	24,388	賞与引当金	184,819
繰延税金資産	174,228	その他	242,527
その他	63,622	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,813,021</b>
<b>固 定 資 産</b>	<b>16,292,116</b>	長期借入金	360,024
<b>有形固定資産</b>	<b>5,845,529</b>	繰延税金負債	1,273,511
建物及び構築物	1,939,568	退職給付に係る負債	874,419
機械装置及び運搬具	1,136,621	役員株式給付引当金	20,402
土地	2,711,335	長期未払金	165,000
その他	58,004	その他	119,665
<b>無形固定資産</b>	<b>129,832</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>6,390,473</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>10,316,754</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	9,688,752	<b>株 主 資 本</b>	<b>16,519,017</b>
繰延税金資産	48,167	資本金	1,044,378
その他	633,270	資本剰余金	2,564,860
貸倒引当金	△53,436	利益剰余金	13,484,636
<b>資 産 合 計</b>	<b>25,723,113</b>	自己株式	△574,856
		<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>2,813,621</b>
		その他有価証券評価差額金	2,818,808
		退職給付に係る調整累計額	△5,186
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>19,332,639</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>25,723,113</b>

# 連結損益計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

科 目	金 額	金 額
	千円	千円
売上高		16,760,459
売上原価		8,036,035
売上総利益		8,724,424
販売費及び一般管理費		7,765,569
営業利益		958,854
営業外収益		
受取利息	192	
受取配当金	184,361	
投資有価証券売却益	45,470	
その他	18,382	248,406
営業外費用		
支払利息	5,852	
その他	2,223	8,075
経常利益		1,199,185
特別損失		
固定資産除却損	8,074	
投資有価証券評価損	2,799	10,874
税金等調整前当期純利益		1,188,311
法人税、住民税及び事業税	394,696	
法人税等調整額	△15,084	379,611
当期純利益		808,700
非支配株主に帰属する当期純利益		—
親会社株主に帰属する当期純利益		808,700

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 連結株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

項目	株 主 資 本				株主資本合計
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	
当 期 首 残 高	1,044,378	2,564,860	13,075,802	△535,562	16,149,478
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△240,574		△240,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			808,700		808,700
自 己 株 式 の 取 得				△388,466	△388,466
自 己 株 式 の 処 分		△159,292		349,172	189,880
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替		159,292	△159,292		—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					—
当 期 変 動 額 合 計	—	—	408,833	△39,294	369,539
当 期 末 残 高	1,044,378	2,564,860	13,484,636	△574,856	16,519,017

項目	その他の包括利益累計額			純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計	
当 期 首 残 高	1,759,678	△22,346	1,737,331	17,886,810
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当			—	△240,574
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			—	808,700
自 己 株 式 の 取 得			—	△388,466
自 己 株 式 の 処 分			—	189,880
利 益 剰 余 金 か ら 資 本 剰 余 金 へ の 振 替			—	—
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	1,059,129	17,159	1,076,289	1,076,289
当 期 変 動 額 合 計	1,059,129	17,159	1,076,289	1,445,829
当 期 末 残 高	2,818,808	△5,186	2,813,621	19,332,639



# 連結注記表

## I. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項等

### 1. 連結の範囲に関する事項

#### (1) 連結子会社の数 2社

会社の名称

イカリソース株式会社

株式会社Bullフーズ

#### (2) 主要な非連結子会社の名称等

主要な非連結子会社名

富留得客（北京）商貿有限公司

連結の範囲から除いた理由

非連結子会社は、総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等が、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないため、連結の範囲に含めておりません。

### 2. 持分法の適用に関する事項

#### (1) 持分法の適用会社

該当事項はありません。

#### (2) 持分法を適用しない非連結子会社の名称

上記の1(2)に記載した非連結子会社

持分法を適用しない理由

持分法非適用会社は、当期純損益及び利益剰余金（持分に見合う額）等からみて、持分法の対象から除いても連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため、持分法を適用しておりません。

### 3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日と連結決算日は一致しております。

### 4. 会計方針に関する事項

#### (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

##### ① 有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

##### ② たな卸資産

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物	15年~50年
機械及び装置	10年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

商標権……定額法（10年）によっております。

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

① 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当連結会計年度末における支給見込額を計上しております。

③ 役員株式給付引当金

株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当連結会計年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。

(4) 退職給付に係る会計処理の方法

① 退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

② 数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。

数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌連結会計年度より費用処理しております。

③ 未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用の会計処理方法

未認識数理計算上の差異及び未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。

- (5) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当連結会計年度の費用として処理しております。

(会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第32号 平成28年6月17日)を当連結会計年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。

これによる当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響は軽微であります。

(追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」(企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日)を当連結会計年度から適用しております。

(役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役(社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。)を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度(以下「本制度」という。)を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

(2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額(付随費用の金額を除く。)により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度において189,880千円、94千株であります。

## Ⅱ. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額 12,865,473千円

## Ⅲ. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

1. 当連結会計年度末日における発行済株式の総数 6,977,440株

(注) 2016年6月28日開催の第91回定時株主総会決議により、2016年10月1日付で普通株式10株を1株とする株式併合を実施しております。これにより、発行済株式総数は、69,774,401株から6,977,440株となっております。

2. 当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決 議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基 準 日	効力発生日
2016年6月28日 定時株主総会	普通株式	136,665(千円)	2円00銭	2016年3月31日	2016年6月29日
2016年11月18日 取締役会	普通株式	103,908(千円)	1円50銭	2016年9月30日	2016年12月2日

(注) 1. 1株当たり配当額については、基準日が2016年9月30日以前であるため、2016年10月1日付の株式併合前の金額を記載しております。

2. 2016年11月18日取締役会決議による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金1,410千円が含まれております。

3. 当連結会計年度の末日後に行う剰余金の配当に関する事項

2017年6月28日開催予定の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

普通株式の配当に関する事項

- |            |            |
|------------|------------|
| ① 配当金の総額   | 136,687千円  |
| ② 配当の原資    | 利益剰余金      |
| ③ 1株当たり配当額 | 20円00銭     |
| ④ 基 準 日    | 2017年3月31日 |
| ⑤ 効力発生日    | 2017年6月29日 |

(注) 2017年6月28日定時株主総会による配当金の総額には、役員報酬B I P信託が保有する当社株式に対する配当金1,880千円が含まれております。

## Ⅳ. 金融商品に関する注記

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、主にソース類の製造及び販売事業を行っており、必要な資金を主に銀行借入で調達しております。また一時的な余資は安全性の高い金融資産で運用しております。

## (2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。投資有価証券は、主に取引先企業との業務又は資本提携等に関する株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、1年以内の支払期日であります。借入金は、長期的に必要な資金の調達を目的としたものであります。

## (3) 金融商品に係るリスク管理体制

## ① 信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社グループは、与信管理規程に従い、営業債権について主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

当期の連結決算日現在における最大信用リスク額は、信用リスクに晒される金融資産の貸借対照表価額により表わされています。

## ② 市場リスク（為替や金利等の変動リスク）の管理

投資有価証券については、定期的に時価や発行体（取引先企業）の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

## ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社グループは、各部署からの報告に基づき経理財務部が適時に資金繰り計画を作成・更新することにより、流動性リスクを管理しております。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2017年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは、次表には含めておりません（注2）を参照してください。）。

(単位：千円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	4,248,160	4,248,160	—
(2) 受取手形及び売掛金	4,331,994	4,331,994	—
(3) 投資有価証券 其他有価証券	8,586,372	8,586,372	—
資産計	17,166,527	17,166,527	—
(1) 支払手形及び買掛金	1,656,129	1,656,129	—
(2) 長期借入金	440,016	440,267	251
負債計	2,096,145	2,096,397	251

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金

預金はすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び売掛金

受取手形及び売掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 支払手形及び買掛金

支払手形及び買掛金は短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(2) 長期借入金

これらの時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位：千円)

区 分	連結貸借対照表計上額
非上場株式	1,102,380

上記については、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある投資有価証券の連結決算日後の償還予定額

(単位：千円)

	1年以内
(1) 現金及び預金	4,248,160
(2) 受取手形及び売掛金	4,331,994
(3) 投資有価証券	
その他有価証券のうち満期があるもの	—
合計	8,580,155

(注4) 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：千円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超
長期借入金	79,992	79,992	100,032	120,000	20,000	40,000
合計	79,992	79,992	100,032	120,000	20,000	40,000

V. 賃貸等不動産に関する注記

当社グループは、東京都その他の地域において、賃貸収益を得ることを目的として賃貸オフィスビル等を所有しておりますが、賃貸等不動産の総額に重要性が乏しいため記載を省略しております。

VI. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額 2,868円19銭  
1株当たり当期純利益 118円71銭

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、当連結会計年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。
- 1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、62千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、94千株であります。

VII. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2017年3月31日現在)

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
	千円		千円
<b>流動資産</b>	<b>7,468,647</b>	<b>流動負債</b>	<b>2,353,094</b>
現金及び預金	3,600,822	支払手形	298,391
受取手形	796	買掛金	857,442
売掛金	3,112,786	買入債	40,696
商品及び製品	378,844	未払費用	144,800
原材料及び貯蔵品	65,320	未払税金	601,673
仕掛品	10,786	未払法人税等	220,639
前払費用	38,457	未払消費税当	22,947
繰延税金資産	86,732	賞与引当	152,930
短期貸付金	150,000	その他の負債	11,386
その他の資産	24,100		2,186
<b>固定資産</b>	<b>15,947,137</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,473,008</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>4,388,109</b>	長期借入金	200,000
建物	1,545,483	繰延税金負債	109,213
構築物	251,980	退職給付引当金	1,275,800
機械及び装置	620,538	役員株式給付引当金	694,593
車両運搬具	6,099	長期未払金	20,402
工具、器具及び備品	40,053	長期預り保証金	165,000
土地	1,909,335	その他の負債	6,673
その他の資産	14,617		1,325
<b>無形固定資産</b>	<b>129,365</b>	<b>負債合計</b>	<b>4,826,102</b>
電話加入権	3,165		
ソフトウェア	1,612	<b>純資産の部</b>	
リース資産	124,587	<b>株主資本</b>	<b>15,808,333</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>11,429,662</b>	資本金	1,044,378
投資有価証券	9,599,858	本剰余金	2,564,860
関係会社株式	30,000	資本準備金	2,564,860
従業員に対する長期貸付金	18,894	利益剰余金	12,773,951
関係会社長期貸付金	1,270,000	利益準備金	261,094
長期前払費用	51,529	その他利益剰余金	12,512,857
差入保証金	80,254	固定資産圧縮積立金	787,053
役員に対する保険積立金	430,201	別途積立金	11,470,000
その他の負債	2,360	繰越利益剰余金	255,803
貸倒引当金	△53,436	<b>自己株式</b>	<b>△574,856</b>
		<b>評価・換算差額等</b>	<b>2,781,348</b>
		その他有価証券評価差額金	2,781,348
<b>資産合計</b>	<b>23,415,785</b>	<b>純資産合計</b>	<b>18,589,682</b>
		<b>負債及び純資産合計</b>	<b>23,415,785</b>



# 損益計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

科 目	金 額
売上高	11,317,098
売上原価	5,855,348
売上総利益	5,461,750
販売費及び一般管理費	4,664,812
営業利益	796,938
営業外収益	
受取利息	17,673
受取配当金	183,449
投資有価証券売却益	45,470
その他	25,322
営業外費用	
支払利息	1,779
その他	708
経常利益	1,066,365
特別損失	
固定資産除却損	6,353
投資有価証券評価損	2,799
税引前当期純利益	1,057,211
法人税、住民税及び事業税	341,554
法人税等調整額	△9,302
当期純利益	724,960

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

# 株主資本等変動計算書

(2016年4月1日から  
2017年3月31日まで)

項目	株主資本								
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
千円	千円		千円	千円	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	1,044,378	2,564,860	—	2,564,860	261,094	795,337	11,470,000	△77,573	12,448,858
当期変動額									
剰余金の配当								△240,574	△240,574
当期純利益								724,960	724,960
自己株式の取得									
自己株式の処分			△159,292	△159,292					
利益剰余金から 資本剰余金への振替			159,292	159,292				△159,292	△159,292
固定資産圧縮積立金取崩						△8,283		8,283	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)									—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△8,283	—	333,377	325,093
当期末残高	1,044,378	2,564,860	—	2,564,860	261,094	787,053	11,470,000	255,803	12,773,951

項目	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
	千円	千円	千円	千円	千円
当期首残高	△535,562	15,522,534	1,724,172	1,724,172	17,246,706
当期変動額					
剰余金の配当		△240,574		—	△240,574
当期純利益		724,960		—	724,960
自己株式の取得	△388,466	△388,466		—	△388,466
自己株式の処分	349,172	189,880		—	189,880
利益剰余金から 資本剰余金への振替		—		—	—
固定資産圧縮積立金取崩		—		—	—
株主資本以外の項目の 当期変動額(純額)		—	1,057,176	1,057,176	1,057,176
当期変動額合計	△39,294	285,799	1,057,176	1,057,176	1,342,976
当期末残高	△574,856	15,808,333	2,781,348	2,781,348	18,589,682

# 個別注記表

## I. 重要な会計方針に係る事項

### 1. 有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式

移動平均法による原価法によっております。

その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）によっております。

時価のないもの

移動平均法による原価法によっております。

### 2. たな卸資産の評価基準及び評価方法

総平均法による原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっております。

### 3. 固定資産の減価償却の方法

#### (1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物 15年～50年

機械及び装置 10年

#### (2) 無形固定資産（リース資産を除く）

ソフトウェア（自社利用分）……社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

#### (3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

### 4. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

#### (2) 賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、当事業年度末における支給見込額を計上しております。

- (3) 役員株式給付引当金  
株式交付規程に基づく当社の取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。）への当社株式の交付等に備えるため、当事業年度末における株式給付債務の見込額に基づき計上しております。
- (4) 退職給付引当金  
従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき計上しております。
  - ①退職給付見込額の期間帰属方法  
退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
  - ②数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法  
過去勤務費用については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額を発生時より費用処理しております。  
数理計算上の差異については、従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（11年）による按分額をそれぞれ発生の翌事業年度より費用処理しております。
- 5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
  - (1) 退職給付に係る会計処理  
退職給付に係る未認識数理計算上の差異、未認識過去勤務費用の会計処理の方法は、連結計算書類におけるこれらの会計処理の方法と異なっております。
  - (2) 消費税等の会計処理  
消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。  
なお、資産に係る控除対象外消費税及び地方消費税は、当事業年度の費用として処理しております。

#### (会計方針の変更)

法人税法の改正に伴い、「平成28年度税制改正に係る減価償却方法の変更に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第32号 平成28年6月17日）を当事業年度に適用し、2016年4月1日以後に取得した建物附属設備及び構築物に係る減価償却方法を定率法から定額法に変更しております。  
これによる当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響は軽微であります。

## (表示方法の変更)

前事業年度において、流動負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」及び固定負債の「その他」に含めて表示しておりました「リース債務」は、金額的重要性が増したため、当事業年度より区分掲記しております。

なお、前事業年度の流動負債の「リース債務」及び固定負債の「リース債務」は、それぞれ11,028千円、15,498千円であります。

## (追加情報)

(繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針の適用)

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号 平成28年3月28日）を当事業年度から適用しております。

## (役員報酬BIP信託に係る取引について)

当社は、取締役（社外取締役、監査等委員である取締役及び国外居住者を除く。以下同じ。）を対象に、信託を通じて当社の株式を交付する取引を行っております。

## (1) 取引の概要

当社は、2016年6月28日開催の当社第91回定時株主総会決議に基づき、中長期的な視点で株主と利益意識を共有し、中長期的な視野での業績や株価を意識した経営を動機づけることを目的として、業績連動型の株式報酬制度（以下「本制度」という。）を導入いたしました。

本制度では、取締役のうち一定の要件を充足する者を受益者として、当社が当社株式の取得資金を拠出することにより信託を設定します。当該信託は、予め定める株式交付規程に基づき取締役に交付を行うと見込まれる数の当社株式を、当社からの第三者割当によって取得します。その後、当該信託は株式交付規程に従い、信託期間中の業績目標の達成度及び役位に応じて、取締役の退任時等に当社株式の交付を行います。

## (2) 信託に残存する当社株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当事業年度において189,880千円、94千株であります。

## II. 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額	11,672,699千円
2. 関係会社に対する金銭債権・債務	
短期金銭債権	162,104千円
短期金銭債務	75,338千円

### Ⅲ. 損益計算書に関する注記

#### 関係会社との取引

営業収益	7,091千円
営業費用	729,664千円
営業取引以外の取引高	25,757千円

### Ⅳ. 株主資本等変動計算書に関する注記

#### 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	1,441,648株	1,033,195株	2,237,770株	237,073株

- (注) 1. 当社は、2016年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施しております。
2. 普通株式の自己株式の株式数の増加1,033,195株は、株式併合前に行った単元未満の買取りによる増加318株、役員報酬BIP信託による当社株式の取得による増加940,000株、株式併合後に行った単元未満株式の買取りによる増加88株、取締役会決議による自己株式の取得による増加92,600株、株式併合に伴う端数株式の買取りによる増加189株によるものです。
3. 普通株式の自己株式の株式数の減少2,237,770株は、株式併合前に行った役員報酬BIP信託への処分による減少940,000株、株式併合を実施したことによる減少1,297,770株によるものです。
4. 当事業年度末の自己株式の株式数には、役員報酬BIP信託が保有する当社株式が94,000株含まれております。

V. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産（流動）		
未払事業税		14,701千円
賞与引当金		47,194
その他		24,836
繰延税金資産（流動）の合計		<u>86,732千円</u>
繰延税金資産（固定）		
退職給付引当金		212,802千円
役員株式給付引当金		6,247
長期未払金		50,523
投資有価証券評価損		93,838
その他		82,955
小計		<u>446,366千円</u>
評価性引当金		<u>△205,288千円</u>
繰延税金資産（固定）合計		<u>241,078千円</u>
繰延税金負債（固定）		
その他有価証券評価差額金		△1,169,496千円
固定資産圧縮積立金		△347,383千円
繰延税金負債（固定）合計		<u>△1,516,879千円</u>
繰延税金負債（固定）の純額		<u>△1,275,800千円</u>

VI. 関連当事者との取引に関する注記

当事業年度（2016年4月1日から2017年3月31日まで）

子会社等

属性	会社等の名称	住所	資本金 (千円)	事業の内容 又は職業	議決権等 の所有 割合(%)	関係内容		取引の内容	取引金額 (千円)	科目	期末残高 (千円)
						役員の 兼任等	事業上 の関係				
子会社	イカリソース株式会社	兵庫県 西宮市	350,000	ソース類の 製造販売	(所有) 直接 100.0	2名	資金の回収	資金の回収	150,000	短期 貸付金	150,000
								利息の受取	18,100	長期 貸付金	1,250,000
								利息の受取	18,100	未収 利息	6,731

- (注) 1. 関連当事者との取引金額には消費税等を含んでおりません。  
 2. 資金の貸付につきましては、市場金利を勘案した利率を合理的に決定しております。  
 また担保の受入はありません。

Ⅶ. 1株当たり情報に関する注記

1株当たり純資産額	2,757円96銭
1株当たり当期純利益	106円42銭

- (注) 1. 2016年10月1日付で普通株式10株について1株の割合で株式併合を実施しております。これに伴い、当事業年度の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり当期純利益及び1株当たり純資産額を算定しております。
2. 株主資本において自己株式として計上されている信託に残存する当社の株式は、1株当たり当期純利益金額の算定上、期中平均株式数の計算において控除する自己株式に含めており、また、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式数に含めております。1株当たり当期純利益金額の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数は、62千株であり、1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数は、94千株であります。

Ⅷ. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

---

(注) 本計算書類中の記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。ただし、1株当たり純資産額及び1株当たり当期純利益につきましては、表示単位未満を四捨五入して表示しております。



## 独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

ブルドックソース株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 野村 聡 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋爪 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ブルドックソース株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 独立監査人の監査報告書

2017年5月9日

ブルドックソース株式会社

取締役会 御中

三優監査法人

代表社員 公認会計士 野村 聡 ㊞  
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 橋爪 剛 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、ブルドックソース株式会社の2016年4月1日から2017年3月31日までの第92期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査報告書

当監査等委員会は、2016年4月1日から2017年3月31日までの第92期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果について以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ① 監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ② 事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み並びに会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
- ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2015年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は相当であると認めます。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2017年5月10日

### ブルドックソース株式会社 監査等委員会

監査等委員 小島 一夫 ㊟

監査等委員 石川 博康 ㊟

監査等委員 永島 恵津子 ㊟

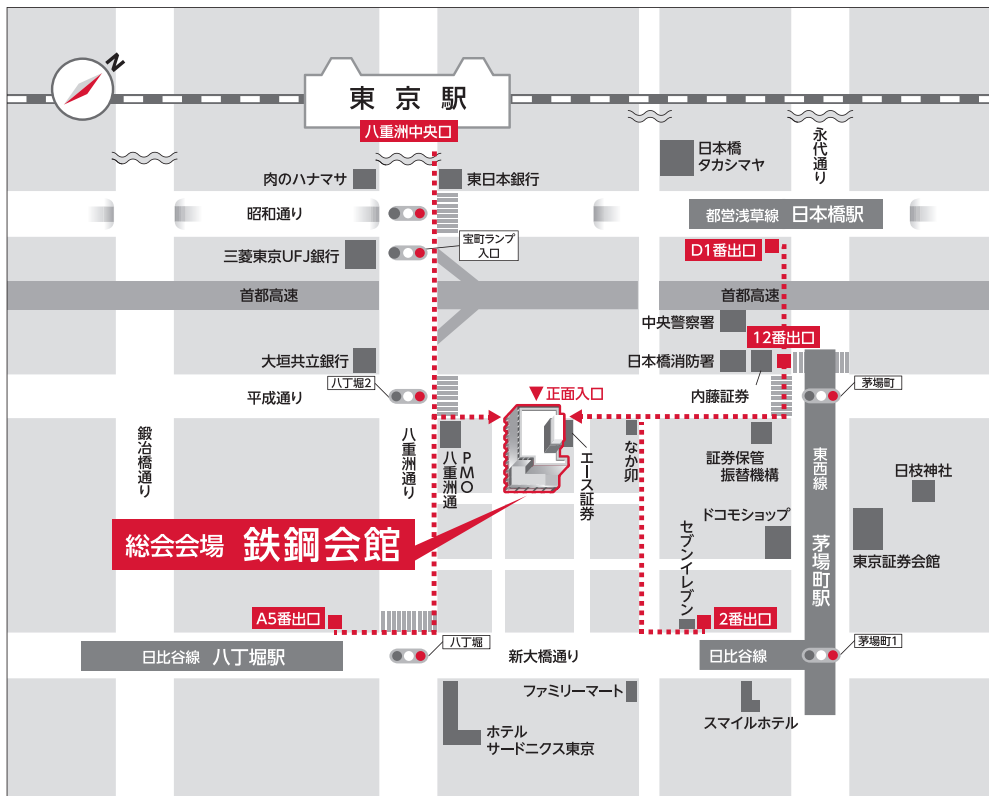
(注1) 監査等委員 小島一夫、監査等委員 石川博康、監査等委員 永島恵津子は、「会社法第2条第15号及び第331条第6項」に定める社外取締役であります。

(注2) 当社は、2016年6月28日付けで監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行したため、2016年4月1日から移行日までの間については、監査役会による監査を行っております。

以上

# 株主総会会場 ご案内図

会場：東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番10号  
**鉄鋼会館 8階 801号室**  
 電話 03-3669-4856



交通のご案内： 東京メトロ東西線  
 東京メトロ日比谷線  
 東京メトロ日比谷線  
 都営浅草線  
 JR線

[茅場町駅]	12番出口	徒歩 5分
[茅場町駅]	2番出口	徒歩 5分
[八丁堀駅]	A5番出口	徒歩 5分
[日本橋駅]	D1番出口	徒歩 10分
[東京駅]	八重洲中央口	徒歩 15分

お問い合わせ先  
 ブルドックソース株式会社 経営企画室  
 電話 03-3668-6811



見やすく読みまちがえにくい  
 ユニバーサルデザインフォント  
 を採用しています。